

新潟市職員任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月8日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第10号

新潟市職員任用規則の一部を改正する規則

新潟市職員任用規則（平成19年新潟市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第5号中「任命権者の請求に基づいて任用候補者（採用候補者又は昇任候補者をいう。以下同じ。）」を「名簿」に改め、同条第6号中「任用候補者」の次に「（採用候補者又は昇任候補者をいう。以下同じ。）」を加える。

第22条の2第1項中「（第4条第1項第4号の採用試験に係る名簿にあっては、1年1月）」を削る。

第29条を次のように改める。

（名簿の提示）

第29条 人事委員会は、名簿を作成した場合は、当該名簿を任命権者に提示するものとする。

第30条の見出しを削り、同条第1項を次のように改める。

任命権者は、提示された名簿に記載された任用候補者が任用すべき者の数に満たない場合又は名簿の提示がなかった場合は、その不足する数の候補者の提示を人事委員会に請求することができる。

第30条第2項中「名簿に記載されている者の数が正規の提示数に満たない」を「請求があった」に改め、「前項の名簿から提示される者の次位以下に加えて、正規の提示数に達するまで高点順に」を削り、同条第3項を削る。

第31条及び第32条を次のように改める。

第31条及び第32条 削除

第33条第1項中「書面」の次に「その他の任命権者が指定する方法」を加え、同条第2項中「これを」を「その旨を」に、「送付」を「報告」に改める。

第37条を次のように改める。

第37条 削除

第39条第1項中「任命権者は、条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同条第2項中「（会計年度任用職員を除く。）」を削り、「あらかじめ人事委員会の承認を得てその期間を延長する」を「人事委員会にその期間の延長を申請する」に改め、同条第3項中「前条から前項まで」を「前条及び前2項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 人事委員会は、第2項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による申請があったときは、速やかにその延長の可否を決定し、任命権者に通知するものとする。

第42条の表（採用・昇任）候補者名簿作成通知書の項から任用候補者提示書の項までを削り、同表中「別記様式第9号」を「別記様式第6号」に改め、同表に次のように加える。

条件付採用期間延長申請書	第39条	別記様式第7号
条件付採用期間延長決定通知書	第39条	別記様式第8号

別記様式第6号から別記様式第8号までを削り、別記様式第9号を別記様式第6号とする。

別記様式第10号中「第39条第1項の規定」を「第39条第2項の規定」に改め、「、下記のとおり承認を受けたいので」及び「（新潟市職員任用規則第39条第1項第 号該当）」を削り、同様式を別記様式第7号とする。

別記様式第11号中「3 延長の事由 新潟市職員任用規則第39条第1項第 号該当」を削り、同様式を別記様式第8号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員任用規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の新潟市職員任用規則の規定（名簿に関する規定に限る。）は、令和7年4月1日以後に実施する試験に係る名簿について適用し、同日前に実施した試験に係る名簿については、なお従前の例による。